

鳥取県青少年問題協議会の 公募委員を募集します！

青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議や総合的施策について、知事及び関係行政機関への意見・提案などを行っていただきます。

募集期間

令和 7 年 6 月 2 日～6 月 2 5 日 ※必着

募集人数

1 名

任 期

令和 7 年 7 月 2 8 日（予定）から 2 年間

応募資格

裏面「応募資格の確認」でア～オすべての項目に該当する方

応募方法

電子申請サービス、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により応募してください。
※裏面の応募用紙を参照ください

委員決定

応募者多数の場合は、応募のあった記載内容をもとに選考します。また、委員決定後は、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

鳥取県青少年問題協議会の概要

- (1) 審議する内容（例）
 - ・ 青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策について、知事及び関係行政機関への意見の提出
 - ・ 有害図書類の指定等に関する基準の規定、基準の変更等に関する知事への意見の提出
- (2) 開催状況
年 1～4 回程度、時間は 1 回あたり 2 時間程度です。
必要により専門委員（部会）を設置し開催しています。
- (3) その他
会議への出席ごとに謝金及び交通費（実費相当）を支給します。

ご応募・お問合せ

〒680-8570（住所の記載は不要です。）
鳥取県子ども家庭部 家庭支援課 青少年担当

<電子申請> 右の二次元コード参照
<電 話> 0857-26-7076
<FAX> 0857-26-7863
<電子メール> kateishien@pref.tottori.lg.jp



(ふりがな) 氏 名		年 齢		性 別	
住 所	(〒 -)	職 業			
連 絡 先	電 話	()			
	ファクシミリ	()			
	電子メール				
応募資格の確認 (該当する項目に チェックを入れて ください。)	☐ ア 青少年の健全育成の活動や取組について知識、関心があり、施策等への審議に参加する意欲がある県内在住の１８歳以上の方 ☐ イ 年４回（２時間）程度、主に鳥取市内で平日昼間に開催される会議に出席できる方 ☐ ウ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない方又は就任する予定のない方 ☐ エ 鳥取県暴力団排除条例（平成２３年鳥取県条例第３号）に規定する暴力団員等でないこと ☐ オ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと				
青少年の健全育成に係る活動や取組へのこれまでの関わり					
応募理由					